

田川市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び田川市未来創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、本市が福岡県と共同して実施する福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口強化事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）、大阪圏（大阪府、兵庫県、京都府及び奈良県をいう。以下同じ。）又は名古屋圏（愛知県、岐阜県及び三重県をいう。以下同じ）から移住して就業又は起業等しようとする者に対して予算の範囲内において田川市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口強化事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の額は、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円とする。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付対象者は、別表第1に定める要件（単身の場合は、世帯に関する要件を除く。）を満たす者のうち、別表第2から別表第5までの要件を満たす者とする。

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田川市移住支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し
- (2) 住民票（世帯全員の現住所と転入前の住所の両方が確認できるもの）
- (3) 市区町村税の滞納がないことを証明する書類
- (4) 通帳等の写し
- (5) 就業先の就業証明書（田川市移住支援金の申請用）（別表第2及び別表第3の要件に該当する場合にあっては様式第2号、別表第4の要件に該当する場合にあっては様式第3号）

- (6) 支援策活用証明書（田川市移住支援金の申請用）（様式第4号。別表第2の4の要件に該当する場合に限る。）
- (7) 東京23区で勤務していた企業の就業証明書（雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合に限る。）
- (8) 在学期間分かる卒業証明書又は成績証明書等（東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内の大学等へ通学していた場合に限る。）
- (9) 開業届出済証明書及び個人事業等の納税証明等（東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた個人事業主等に限る。）
- (10) 指定の就職支援サイトから申込みを行ったことが確認できる書類（別表第2の3の要件に掲げる人材確保困難職種のうち農林漁業職、看護師等又は保育士に就職した場合に限る。）
- (11) 福岡県福祉人材センターが発行した紹介状の写し又は介護施設等との雇用契約書等の写し（別表第2の3の要件に掲げる人材確保困難職種のうち介護職に就業した場合に限る。）
- (12) 人材確保支援策活用の証明書の写し（別表第2の4の要件に該当する場合に限る。）
- (13) 受講を証する書類（受講修了書など。別表第2の5の要件に該当する場合に限る。）
- (14) 正規雇用に係る労働条件通知書の写し（別表第3の要件に該当する場合に限る。）
- (15) 健康保険証の写し（別表第3の要件に該当する場合に限る。）
- (16) 所属先企業等からの在籍証明書（別表第4の要件に該当する場合に限る。）
- (17) 福岡よかところ起業支援金の交付決定通知書の写し（別表第5の要件に該当する場合に限る。）
- (18) その他市長が必要と認める書類
（交付決定等）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに田川市移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により当該申請者にその旨を通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における交付が困難である場合は、その旨を申請者に通知する。

（交付請求）

第6条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、田川市移住支援金交

付請求書（様式第6号）により、移住支援金を請求するものとする。

（報告及び立入調査）

第7条 市長は、移住支援事業が適切に実施されたか否かを確認するために必要があるときは、申請者に対し、移住支援事業に関する報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

（返還請求）

第8条 市長は、別表第6に掲げる要件に該当する場合に、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福岡県知事及び市長が認める場合は、この限りでない。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、福岡県知事と市長が協議して定める。

附 則

この告示は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は公表の日から施行し、改正後の田川市移住支援金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この告示は公表の日から施行し、改正後の田川市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年7月12日から適用する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

移住等に関する要件

<p>1 移住元に関する要件</p>	<p>住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前）の10年間のうち、通算5年以上かつ直前に、連続して1年以上、東京圏、大阪圏又は名古屋圏に居住していたこと（ただし、別表第3の要件に該当する者の申請については、東京圏の在住に限る。）。</p>
<p>2 移住先に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 令和元年10月10日以後に本市に転入したこと。</p> <p>(2) 移住支援金の申請時において、本市に転入した日から1年を経過していないこと（農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は算定に含めない。）。</p> <p>(3) 移住支援金の申請をしようとする日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。</p>
<p>3 世帯に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。</p> <p>(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和元年10月10日以後に本市に転入したこと。</p> <p>(4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時において、本市に転入した日から1年を経過していないこと。</p>
<p>4 その他の要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係を有する者でないこと（2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）。</p>

	<p>(2) 市区町村税の滞納がないこと。</p> <p>(3) 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(4) その他福岡県知事及び市長が移住支援金の対象として不相当と認める者でないこと。</p>
--	---

別表第2（第3条関係）

就職等に関する要件

1 一般の場合	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が東京圏、大阪圏又は名古屋圏以外の地域に所在すること。</p> <p>(2) 就業先の求人が、移住支援金の対象として福岡県移住・就業マッチングサイト又は他の道府県における同種のマッチングサイトに掲載されていること。</p> <p>(3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>(4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、福岡県移住・就業マッチングサイト又は他の道府県における同種のマッチングサイトに掲載する支援金対象法人に就業していること。</p> <p>(5) その求人への応募日が、当該マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。</p> <p>(6) 申請をしようとする日から5年以上、当該就業先に継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
2 専門人材の場合	<p>プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が東京圏、大阪圏又は名古屋圏以外の地域に所在すること。</p> <p>(2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p>

	<p>(3) 当該就職先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
3 人材確保 困難職種への 就業の場合	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 人材確保困難対象職種に応じ、就職支援サイト又は無料職業紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。</p> <p>(2) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>(3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(4) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
4 自営での 農林漁業への 就業の場合	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 農林漁業に係る人材確保支援策を活用した者又は市長が別に認める者であること。</p> <p>(2) 移住支援金の申請日から5年以上、自営での農林漁業への就業を継続する意思を有していること。</p>
5 人材育成 事業の活用 による就業 の場合	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 人材育成事業におけるマッチング支援を活用して就業した者であること。</p> <p>(2) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>(3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(4) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p>

	(5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
--	---

備考

- 1 この表中「就職支援サイト又は無料職業紹介所」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 農林漁業職にあつては、農林漁業就職応援サイト
 - (2) 保健師、助産師、看護師又は准看護師にあつては、eナースセンター（必ず福岡県を登録すること。）
 - (3) 保育士にあつては、福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」
 - (4) 介護職にあつては、福岡県福祉人材センター
- 2 この表中「人材確保支援策」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市町村が実施する農業次世代人材投資事業（経営開始型）
 - (2) 地域協議会が実施する中山間地域活用創出推進事業
 - (3) 福岡県水産団体指導協議会が実施する経営体育成総合支援事業

別表第3（第3条関係）

本事業における関係人口に関する要件

<p>市内事業所へ就職したUターン者又はIターン者であつて、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。 (2) 派遣労働者として雇用されている者でないこと。 (3) 国、地方公共団体その他の公共団体の職員でないこと。 (4) 事業主の2親等以内の親族でないこと。 (5) 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。 (6) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者と同じであること。 (7) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給及び昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
--

備考

- 1 この表中「市内事業所」とは、市内に事業所を有する個人又は法人で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受けているものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者及び暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等市長が不相当と認める者を除く。
- 2 この表中「Uターン者」とは、市内に住所を有していた者で、就職又は就学等の理由により転出し、1年以上市外に住所を有した後に再転入した申請時に45歳未満のものをいう。ただし、定住する意思がない者を除く。
- 3 この表中「Iターン者」とは、市内に住所を有したことがない者で、本市に転入した申請時に45歳未満のものをいう。ただし、定住する意思がない者を除く。

別表第4（第3条関係）

テレワークに関する要件

<p>1 一般の場合</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>(2) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p>
<p>2 福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業の参加者の場合</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 過去2年以内に、福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加していること。</p> <p>(2) 前号に規定する取組を実施した企業・団体に現に所属している従業員又は役員であること。</p> <p>(3) 所属先企業等の命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p>

	(4) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
--	--

別表第5（第3条関係）

起業等に関する要件

福岡県が県実施要綱に基づき実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

別表第6（第8条関係）

移住支援金の返還に関する要件

1 全額返還に関する要件	(1) 虚偽の申請等をした場合 (2) 申請日から3年未満の間に転出した場合 (3) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 (4) 移住支援事業に係る交付決定を取り消された場合
2 半額返還に関する要件	申請日から3年以上5年以内の間に転出した場合